

2018年11月22日：平成30年厚生委員会

○たきぐち委員 それでは、最後、私から、質問させていただきたいと思います。

重複を避けまして、児相の移管、すなわち特別区における児相の開設について伺っていきたくと思います。

再来年の四月に、私の地元であります荒川区、世田谷区、江戸川区で児相の開設が計画されており、翌年度に五区、さらにはその翌年度に二区で開設する予定が発表されているところでございます。

このほか、練馬区以外の十二区についても、独自での開設の意向が示されているところがありますが、特別区における児童相談所の開設によって、今回の目黒区で発生した事件の課題は克服できるのか、特別区児童相談所の開設に対しての都の認識をまず伺います。

○谷田少子社会対策部長 今回の検証報告では、課題として、自治体をまたがる児童相談所間の引き継ぎ時の認識の相違や、児童相談所による四十八時間以内の安全確認の未実施などが挙げられました。

特別区が児童相談所を設置した場合も、児童相談所と関係機関が連携し、報告書で挙げられた課題に対応していく必要がございます。

現在、各区では、人材の確保や育成、一時保護所の運営等を初めとした設置に係る課題に関する検討が進められており、都は、子供たちの安全や安心の確保の観点から、特別区の取り組みを支援してまいります。

○たきぐち委員 練馬区は、児童相談所機能は広域でやるべきだという主張をされております。その是非については議論があらうかと思いますが、区で開設する意義というのは、一時保護の権限を持つ都の児相と、権限を持たない区の子供家庭支援センターという、虐待通告に対応する二つの組織があって、その二元体制によって生じている課題を解消することにあると考えております。

例えば、子家センの立場でいいますと、危険な状態であると、直ちに保護が必要と決めて児童相談所に連絡をしても、再度、家庭訪問して様子を見てからの判断を求められ、児相に動いてもらうための資料づくりに労力を注がなければならないといった状況であったり、児相の立場でいいますと、虐待を疑わせるあざを見つけた後、保護者などの周辺を十分に調査することなく、一般の通告者と同レベルの判断で、児相に虐待と伝えてくるだけのケースがあったりと、また、性的虐待を受けた子供に面接をするなどの対応を行った後、児相の管轄となり、再度、同様の聞き取りが行われることによる子供の心理的負担を負わせるべきではないといった声等々、これらは以前から関係者にお話を伺ってきた中での一例でありますけれども、こうした状況が二元体制下での課題といえるのではないかと考えております。

実際には、さまざまなケースに対して、細心の注意と対策を講じてこられているというふ

うに思いますけれども、相談件数が増加をして、土日出勤は当たり前、働く保護者と会うために、一晩に何件もの家庭訪問を実施しなければならないという実態もある中で、現場レベルでの業務負担を軽減させることの必要性を感じているところであります。

昨年六月から、三区それぞれについて、設置計画の確認作業が実施されているということは、先ほどもご説明があったかと思えます。新しい児童相談体制の構築に向けて、基本理念や考え方、具体的な取り組みなどについて、都と区が情報共有を図りながら、準備が進められているものと理解をしております。

例えば、虐待の予防的対応の観点から、妊娠中と産後の支援を充実する子育て世代包括支援センター機能の構築であったり、登録の必要がない短期間の養育、保護を行う協力家庭ショートステイの創設など、区だからこそ可能な取り組みが期待できる一方、人材の確保と育成、一時保護所の運営、社会的養護の整備など、都と区の連携が欠かせない機能を区児相が設立されてもいかに強化できるかが大きな課題だと考えております。

厚労省の発表によりますと、都は、二〇一七年四月一日の時点で、人口四万人に一人という児童福祉司配置基準に対して九十八人不足をしており、大阪に次いで全国ワースト二位の状況にあることが明らかになりました。

今回の虐待事件を受けて、国において、児童福祉司の配置基準を人口三万人に一人とする増員の方針が検討されていると聞いております。

基準が引き上げられた場合、児童福祉司、児童心理司の都及び先行三区に必要な人数はどれくらいになるのか伺います。

○谷田少子社会対策部長 児童福祉司を人口三万人に一人配置する場合、平成二十七年の国勢調査の人口を用いて児童相談所ごとに試算いたしますと、東京都全体で四百五十六人の児童福祉司の配置が必要となります。

同様に、三区の児童福祉司数を試算いたしますと、世田谷区で三十一人、荒川区で八人、江戸川区で二十三人必要となる計算でございます。

また、児童心理司につきましては、児童相談所運営指針により、児童福祉司二人につき一人以上の児童心理司を配置することとされておりまして、先ほど申し上げました児童福祉司を人口三万人に一人配置する場合の必要人数から児童相談所ごとに試算いたしますと、東京都全体では二百三十人の児童心理司の配置が必要となるところでございます。

同様に、三区の児童心理司数を試算いたしますと、世田谷区で十六人、荒川区で四人、江戸川区で十二人必要となる計算でございます。

○たきぐち委員 ことし四月一日現在の都の児童福祉司の定数は二百七十三人と伺っておりまして、基準が三万人に一人と変更になりますと、少なくとも都全体で、児童福祉司については百八十三人ふやさなければならないところでありまして、三区の児相を設置した場合の必要数の合計六十二人を除いても、百二十一人の増員を図らなければならない計算と

なります。

都が九月に示した緊急対策の増員計画については、先ほど木下都議の質疑の中でご説明があったかと思えます。

児童福祉司は、国家資格ではなく、大学で心理や教育を学んだ人や、社会福祉士資格を持っている人を自治体が任用するものでありまして、任用資格についても、先ほどの質疑の中でお話が出たかと思えます。

都の増員計画に加えて、新規開設を予定している三区、さらに続く行政区も当然ながら、新たな人材を確保する必要があるわけでありまして、都と区で人材の奪い合いとなってしまうのではないかと懸念をすところでもあります。

こうした中で、専門的な知識と豊富な経験を持つ人材を確保、育成するためには、児相OBの配置や経験者の採用が必要だと考えますが、見解を伺います。

○谷田少子社会対策部長 児童相談所は、虐待、障害、非行など、十八歳未満の子供に関するあらゆる相談に対応しております。

そのため、児童福祉司にはさまざまな相談に適切に対応する相談援助技術や、個別ケースを総合的に判断するスキルなど、高い専門性が求められております。

こうした知識や経験等のある人材を確保するため、都では、児童福祉施設での実務経験など、専門的な知識や経験を有する人材を一定期間任用する任期つき職員採用制度や、民間経験者等から人材を採用するキャリア活用採用制度を活用するほか、庁内での人材公募などを行っております。

児童福祉司の研修につきましては、毎年度、人材育成等を担う児童福祉の専門課長が中心となって策定いたします研修計画に基づき、新任、二年目、三年目、四年目以上など、職員の経験に応じた内容で行っているところでございます。

さらに、OJTとして、新任職員の個別指導等を担う児童福祉司のOBやベテラン児童福祉司が面接への同行や家庭訪問への同行などによりまして指導をきめ細かく行い、実務能力の向上に取り組んでいるところでございます。

○たきぐち委員 高い専門性が求められている中で、知識や経験等のある人材の確保に努めていただきたいと思えます。

また、特別区における人材につきましては、特別区での開設に向けて、各区から研修職員を受け入れられているということで、今年度六十六名を受け入れているという状況については、先ほどの伊藤委員の質疑の中でありましたので省かせていただきたいと思えますが、こうした人材の受け入れのほか、勉強会も開催をされているということで、毎回七、八十名の方が参加をしているようであります。

困難な虐待事例に対応できるようになるには十年かかるともいわれております。児童福祉司で五年、児童心理司で十年の経験を積んだスーパーバイザーの採用や、経験豊富な民間

団体との人材交流なども必要になってくるのではないかと思います。

開設に向けた特別区職員の人材育成については、都としては支援をしていくという立場だと思いますが、専門性を高めるためのスキルの伝達、指導によって、都と区が一体となって人材を育成していくという気持ちで、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、目黒区の検証報告書では、児童相談所間の引き継ぎに問題があったと指摘をされております。

区児相開設時の引き継ぎについての見解を伺います。

○谷田少子社会対策部長 子供の安全・安心を確保するために、相談事案の引き継ぎは重要でございまして、文書や関係資料による引き継ぎだけではなく、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施することや、児童相談所等で同席面接をするなど、対面による引き継ぎも必要と考えております。

○たきぐち委員 目黒の事案では、転居リスクを抱えた案件に対する再アセスメントの未実施や、子供家庭支援センターと児相との情報共有の未実施が問題として指摘をされております。

都児相から区児相への引き継ぎは極めて重要であります。今、ご答弁がありました同行訪問や同席面接はもちろんのこと、一件一件のケースを綿密に引き継ぐためには、開設時における人材の十分な体制整備が必要だと思います。都の職員の出向、あるいは担当者の一定期間の派遣など、確実に引き継ぎが実施されるように強く求めておきたいと思っております。

次に、社会的養護について伺います。

二〇一一年に厚労省は、施設、グループホーム、里親やファミリーホームなどの家庭的環境をそれぞれ三分の一とする目標を設定いたしました。ここに来て、里親に委託する割合を、就学前で七五%以上、就学後五〇%以上とする新たな目標を発表されたことは、先ほど来の質疑の中でも言及があったとおりでございます。

先日、私も地元で開催されました里親制度普及啓発のための講演会に参加をし、家庭的養護の重要性を改めて認識をしたところでもあります。都における委託率は、まだ低いのが現状であります。

厚労省がフォスタリング機関及びその業務に関するガイドラインを示し、里親とフォスタリング機関とがチームを組みながら里親養育を行うチーム養育を推進する中、都も、里親支援機関事業を実施しているものと思っております。

里親の募集から研修、相談などの支援までを一貫して行うフォスタリング機関についての考えを伺います。

○谷田少子社会対策部長 都はこれまで、養育家庭等への委託を推進するため、里親の募集から研修、相談支援などの一連の業務を民間団体等と連携して実施してまいりました。

本年七月には、国から都道府県社会的養育推進計画の策定要領とともに、フォスタリング機関及びその業務に関するガイドラインが示されました。

この中では、フォスタリング機関が一貫した体制のもとで里親に対する継続的な支援が提供できるよう、一連の業務を包括的に委託することが望ましいとされております。

これを踏まえまして、今後、児童福祉審議会において、社会的養護施策推進計画の見直しに合わせ、フォスタリング業務の実施体制について有識者の方々からご意見をいただき、検討を行っていく予定でございます。

○たきぐち委員 児童相談所設置市事務には、里親に関する事務も含まれまして、フォスタリング業務を区も担うことになるかと思いますが、区単独での取り組みでは、十分な支援体制の構築はできないと思います。都児相と区児相が連携した広域的な取り組みを求めたいと思います。

一方で、都の子供が入所する児童養護施設は六十四カ所あり、里親のバックアップも含めて、児相のパートナーとしての機能を担っております。特別区では十区で施設がなく、先行三区のうち荒川区と江戸川区で施設の誘致を進める意向ということ聞いております。

児相が必要と判断すれば、児童養護施設に入所させることができますが、親が同意しない場合は、家裁に承認を求めることになっております。

申し立ては増加しているのか伺います。

○谷田少子社会対策部長 児童相談所が児童の施設入所等について、児童福祉法第二十八条に基づく申し立てを家庭裁判所に行った件数は、平成二十七年度は二十四件、二十八年度は十五件、二十九年度は二十六件となっております。

○たきぐち委員 欧米では、四十八時間以上の一時保護は司法が判断をし、児相は支援に専念できるということも聞いております。積極的に司法が関与する仕組みをつくることの必要性も指摘をしておきたいと思います。

また、里親の委託率につきましては高い数値目標が掲げられているところではありますが、先ほど、社会的養護下の子供が四千人というお話があったかと思えます。社会的養護を必要とする子供に対して、里親はその三倍程度必要だというような意見もあります。都の里親の登録数について、先ほどやりとりがあったか、聞き逃してしまいましたので、ちょっとわかりませんが、全国の登録数が一万世帯ぐらいだと記憶をしております。

その意味では、里親のリクルート、研修、支援というものは大変重要でありまして、フォスタリング機関による包括的な支援体制の構築を求めたいと思います。

ただ同時に、高い目標値だけを追うのではなくて、里親との相性、不調による子供への負担がないように、慎重なマッチングも含めて、あわせて求めておきたいと思えます。

子供の安全を守ることと、親の気持ちに寄り添い意見を聞くこと、子の保護と親の支援を

同一の担当者が担うことには難しい部分があるかと思えます。

介入と支援の機能を分けようという児相機能分化論について、中立な立場での両者の統制をする仕組みが必要ではないかと思えますが、所見を伺います。

○谷田少子社会対策部長 児相相談所では、一時保護や立入調査など、法的対応が求められる一方で、保護者に寄り添いながら支援を行う必要もあるため、都は、要保護児童の家庭等への介入と支援を担当する児童福祉司をそれぞれ配置し、相互に連携しながら、虐待への対応を行っております。

児童の援助方針につきましては、児相相談所長のほか、児童福祉司や児童心理司の課長代理、虐待対応を行う児童福祉司や支援を担当する児童福祉司などが参加する会議におきまして、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等を総合的に判断し、組織で決定しているところでございます。

○たきぐち委員 私自身も児相に関することについて、これまで何件も相談を受けてきました。児相に対して不信感を一度抱くと、その後の話し合いがなかなかうまくいかないケースがあるように見受けられます。

児相において、今ご答弁がありました。介入と支援を担当する児童福祉司をそれぞれ配置して連携しているというお話でありました。

都と区の関係においては、児相が介入、子家センが支援という役割があったとするならば、今後、区児相でどのように対応していくかという課題もあろうかと思えます。感情的になりがちな保護者に対して、弁護士が客観的な司法の立場から児相の判断をチェックして、保護者に説明をする仕組みも考えられるのではないかと思います。

国の社会保障審議会においても、機能を分ける児相改革の議論もあるようでありまして。今後、こうした視点での検討を重ねていただきたいと要望をいたします。

最後に、重篤な虐待のケースには、離婚後の複雑な家庭環境が背景にあるケースが多い印象があります。

家族間、夫婦間が変化する中で、離婚後の共同親権の議論があります。都の見解を伺いまして、私の質問を終わります。

○谷田少子社会対策部長 離婚後の共同親権につきましては、現在、国会議員で構成されます超党派の共同養育支援議員連盟が、父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案の法制化に向けた検討を行っておりまして、その中で、離婚後の共同親権制度についても検討が行われております。

共同親権につきましては、制度の導入に当たり、面会交流や養育費などをあわせて検討すべきなど、さまざまな意見があることから、都は引き続き、国の動向を注視してまいります。